|  |
| --- |
| **《重要なお知らせ》**  **2024年度からＣＶＳ試験の受験資格要件や問題、方法等が変更となります** |

日本におけるＣＶＳ認定制度の一部改定により、2024年度のＣＶＳ認定試験から次の

通り変更となります。この変更を受けて本会では、2024年度の上期中に説明動画をホーム

ページで無料公開し、制度改定による変更点等を知ることができるようにする予定です。

|  |
| --- |
| **1. 資格の位置づけ** |

【変更前】米国ＶＥ協会認定の国際資格であり、且つＶＥＬ・ＶＥＳの上に位置する国内

最上位の資格

【変更後】国内の資格であるＶＥＬ・ＶＥＳとは別の、米国ＶＥ協会が認定する国際資格

**※ イメージ図（pdf）**

|  |
| --- |
| **2. 有資格者の役割** |

【変更前】実施者としての役割、教育者としての役割、推進・管理者としての役割

【変更後】実施者としての役割、教育者としての役割、推進・管理者としての役割、国際

的専門家としての役割

**※ ＣＶＳ有資格者の役割（pdf）**

|  |
| --- |
| **3. 新規認定（ＶＥ論文に関する受験資格要件の変更点）** |

➣ 受験申請時に申請者が第一執筆者（単独でも可）として執筆し、学協会等の審査（査読）を

経て公表した又は公表予定（掲載決定）のＶＥに関する論文（査読論文）がある場合

は、この要件を満たしたうえで**筆記試験において論述問題２を免除し30点を与える**。

➣ この解答免除と加点を受けられる査読論文はＶＥ実践論文、ＶＥ誌掲載論文、ＶＥに

関する学術論文、ＳＡＶＥ大会論文で、解答免除と加点を受けられる期間は次の通り。

① ＶＥ実践論文　　　　：入選した年度以降5年間（2024年度に入選した場合は

2024年度から2028年度まで）

　　　② ＶＥ誌掲載論文　　　：ＶＥ実践論文と同じ

　　 ③ ＶＥに関する学術論文：受験する年から遡って過去10年以内（2024年度に受験

する場合は2014年度以降の学術論文があれば適用可）

　　 ④ ＳＡＶＥ大会論文　　：ＶＥに関する学術論文と同じ

　　 ※ ①と②は、2024年度以降の論文が対象（2023年度以前のものは対象外）

※ ③と④で、アブストラクトだけの審査で採択された論文、プレゼンテーション

資料を作って発表しただけの論文は対象外

　　 ※ ③と④の“受験する年から遡って過去10年以内”は2024年度のみで、2025年度

からはＶＥ実践論文と同じ

➣ 査読論文がない場合でも、公知化されたＶＥに関する論文を申請書に添付し、その

論文が申請後に『資格認定部会』での審査で合格すれば、この要件を満たしたことと

する（前記の解答免除と加点は適用されない）。

|  |
| --- |
| **4. 新規認定（筆記試験出題範囲の変更点）** |

➣ 機能の整理法として、米国ＶＥ協会の『Function Analysis Guide』に掲載されて

いる**ＦＡＳＴ**も出題範囲に加える。

➣ 本会の「ＶＥ活動で求められるファシリテーションの実践講座」で教える**ファシリ**

**テーション**も出題範囲に加える。

➣ **米国でのＶＥ実施手順（従来の６フェーズ）**も出題範囲に加える。

|  |
| --- |
| **5. 新規認定（筆記試験への“科目合格制”の導入）** |

➣ 基本問題で70％以上得点、論述問題で不合格となった場合は、次回の試験を**論述問題**

**のみの50点満点**で行う。この場合も前記の解答免除と加点は適用する。

➣ 論述問題で70％以上得点、基本問題で不合格となった場合は、次回の試験を基本問題

のみの50点満点で行う。

➣ 前回の受験で不合格となった者（2024年度は2023年度の不合格者のみ）を対象とし、

対象者への適用期間は論文が入選した年度以降5年間（2024年度に論文が入選し、

且つ1回目の受験をした場合は2024年度から2028年度まで）とする。

|  |
| --- |
| **6. 更新（ポイント対象活動の追加）** |

➣ 共著者として第一執筆者に執筆指導を行ったＶＥに関する論文が学協会等の審査（査読）を

経て公表又は公表予定（掲載決定）となった場合、そのＣＶＳは更新の申請時に継続

学習として1編につき2点申請することができる。

|  |
| --- |
| **日本におけるＣＶＳ認定制度一部改定の理由** |

日本ではこれまで通り日本独自のコンテンツや要件でＣＶＳ制度を運用していくこと

としていたが、このままでは米国ＶＥ協会の意向や世界の環境変化等に対応できず、日本

だけがガラパゴス化する危惧が生じてきたことから、日本独自のやり方に固執せず“国際

資格として米国ＶＥ協会が定めた内容に準拠した資格”にすべきであると認識するに至った

ため。

（本件担当：鈴木）